

ふじみ野市最上位計画審議会条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、ふじみ野市自治基本条例(平成26年ふじみ野市条例第16号)第16条に規定する総合的な最上位計画及び<u>まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項に規定するふじみ野市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定その他これらの</u>計画に関し市長が必要と認める事項について必要な調査及び審議を行う。</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、ふじみ野市自治基本条例(平成26年ふじみ野市条例第16号)第16条に規定する総合的な最上位計画の策定その他<u>当該計画</u>に関し市長が必要と認める事項について必要な調査及び審議を行う。</p>

ふじみ野市行政評価外部評価委員会条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p>(設置)</p> <p>第1条 市が実施する行政評価及びまち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項に規定する<u>ふじみ野市まち・ひと・しごと創生総合戦略</u>(以下「総合戦略」という。)の進捗管理に関し、市民等の外部の視点を導入することにより、評価の客観性及び透明性を確保するため、ふじみ野市行政評価外部評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 総合戦略の成果の検証に関すること。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、行政評価について、市長が必要と認める事務に関すること。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 市が実施する行政評価に関し、市民等の外部の視点を導入することにより、評価の客観性及び透明性を確保するため、ふじみ野市行政評価外部評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、行政評価について、市長が必要と認める事務に関すること。</u></p>

